議案第3号

山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように 定める。

令和4年2月17日提出

山陽小野田市教育委員会 教育長 長谷川 裕

山陽小野田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 山陽小野田市教育委員会行政組織規則(平成17年山陽小野田市教育委員会 規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条の2中「公民館係」を削る。

第8条の表社会教育課の項中「、公民館」を削る。

第9条の表公民館の項を削る。

第10条の表中

Γ

公民館

- 1 館の管理及び運営に関すること。
- 2 市民生活に即する教育、学術及び文化に関すること。
- 3 市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化及び文化の振興に関すること。
- 4 公民館運営審議会に関すること(中央公民館に限る。)。
- 5 津布田会館の管理及び運営に関すること(中央 公民館に限る。)。
- 6 その他必要な事務に関すること。

を

Γ

津布田会館	1 館の管理及び運営に関すること。
	2 市民生活に即する教育、学術及び文化に関する
	こと。
	3 市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化及
	び文化の振興に関すること。
	4 その他必要な事務に関すること。

に改める。

附則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。